

## 日軽ゴルフガーデンご利用約款

日軽ニュービジネス株式会社

### (約款の適用)

第1条 日軽ゴルフガーデン(以下「当練習場」といいます)の利用者は、本約款に従っていただきます。  
当約款において「利用者」とは、当練習場に来場された方(会員及び会員以外で練習にこられた方)をいいます。

### (利用契約の成立)

第2条 当練習場においてプレー(練習)をしようとする方は、本約款を確認の上これを遵守していただきます。  
これによって当練習場は利用者の施設利用をお引受けいたします。

### (施設利用の拒絶等)

第3条 当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りする事があります。

1. 満席のとき
2. 天災その他やむを得ない事情により、練習場をクローズするとき
3. 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為を行う恐れがある者と認められるとき
4. 利用者が集団的にまたは、常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められるとき
5. 会員登録、会員申込に際して偽名又は他人名義その他虚偽事項を記載されたとき  
前項の会員登録、会員申込みに際して本人確認書類の提示とそのコピーをとらせていただくことについてご協力いただけないとき
6. 泥酔、覚せい剤等の薬物使用のとき
7. 刃物、危険物等を所持しているとき
8. ルール・マナーに著しく反するとき及び、その警告を無視して改めないとき
10. その他、本約款に違反したとき

### (会員登録の拒絶等)

第4条 前条第3項から10項のいずれかに該当し、施設の利用をお断りすることとなった場合会員登録の拒絶・会員登録の取消等を行うことがあります。

### (休業日、営業時間)

第5条 当練習場の休業日及び営業時間については、当練習場が別に定めるところによります。ただし臨時に変更する事があります。

### (金銭その他貴重品、携帯品)

第6条 利用者の携帯品等は、ご自分で管理していただきます。当練習場は、打席、ロビーその他の場所の如何を問わず、携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損については一切の責任を負いません。

### (自動車及び携帯品等の自己責任)

第7条 当練習場が提供している駐車場で自動車及び携帯品に盗難または損傷等の事故があっても当練習場はいっさいの責任を負いません。

### (危険防止・事故防止)

第8条 当練習場では利用者が楽しく安全に練習していただけるように、次に挙げる事項を定めています。  
利用者は必ず遵守してください。

#### <禁止事項>

1. 指定打席以外での練習
2. プレーヤー以外の方の打席ゾーンの立ち入り
3. 友人、知人、またはいかなる関係者であっても、当練習場所所属ティーチングスタッフ以外の方の打席レッスン
4. 通路等打席以外での素振り
5. 打席マット、打席間仕切りの移動
6. フェアウェイへの立ち入り
7. 泥酔状態での練習
8. 写真撮影、録音等の行為(当練習場で特に許可した場合を除く)
9. その他当練習場または利用者に対する迷惑行為

#### <注意事項>

1. 楽しく安全にプレーをしていただくため、エチケット、マナーをお守りください

2. 前後の打席に充分ご注意ください。特にティーアップ機のボールピットにボールを入れる際は前方打席にご注意ください。
3. 小さなお子様を同伴される場合は、同伴者の十分な安全管理のもとで、他の利用者の迷惑にならないようご注意ください

(長尺クラブの使用について)

第9条 当練習場は「長尺クラブ」(当練習場においては、シャフトの長さが46インチ以上のクラブを指します。)の使用を危険防止のため禁止します。該当クラブの使用は絶対におやめください。万一こうしたクラブを使用して事故が発生した場合、使用者の責任となり、当練習場は一切の責任を負いません

(事故の責任)

第10条 プレー(練習)される方が、プレー(練習)にあたって第三者に損害・物品破損その他の損害発生させ、又はご自身がこれらの被害を受けても、当練習場は一切損害賠償の責任を負いません。

(強風、雷、異常気象時の注意事項)

第11条 強風、雷、異常気象時などの際は、プレー(練習)を中断又は終了をお願いする場合がございます。その際は、係員の指示に従ってください。

(火気の使用についての注意事項)

第12条 打席、クラブハウス内での喫煙は、所定の場所以外は禁止します。また歩きながらの喫煙もお断りします。

(施設に与えた損害)

第13条 利用者が、故意又は過失によって当練習場の施設に損害を与えたときは、利用者によるその損害を賠償していただきます。

(持込み品の禁止)

第14条 施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りします。

1. 動物(ペット含む)
2. 悪臭又は騒音を発するもの
3. 拳銃刀剣類
4. 発火又は爆発の恐れのあるもの
5. その他、他人に迷惑を及ぼす物品

(行為の禁止)

第15条 施設内では、次の各号に挙げる行為はお断りします。

1. 賭博その他風紀を乱す行為
2. 物品販売及び広告宣伝行為
3. 他人に迷惑を及ぼし、又は不快感を与える行為
4. 特に許可を得た者以外のフェアウェイ内の立ち入り

(利用約款違反の責任)

第16条 利用者がこの約款に違反し、第三者に人的又は物的損害を与えたとき、又は利用者が被害を受けたときも、当練習場は一切の責任を負いません。

(個人情報の取扱いについて)

第17条 当練習場は当練習場の運営に伴い知り得た利用者の個人情報について、別途定める「個人情報保護方針」に則り安全管理に努めます。当練習場では、会員又は会員以外のご利用いただいたお客様に対し、当練習場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAX又はEメール等でご案内させていただくことがありますのでご承知ください。

(付 則)

この利用約款は、利用者が来場したときから効力を発生し、施設の利用を終了したときまで効力を有するものとします。又、この約款は必要に応じ改定することがあります。

以 上  
日軽ゴルフガーデン  
平成21年3月1日